

平成29年上里町教育委員会第12回定例会会議録

上里町教育委員会

平成29年第12回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 平成29年12月26日(火) 午後1時30分
場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 議案第44号 平成29年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (2) 議案第45号 平成30年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (3) そ の 他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 平成 年 月 日 () 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

平成 29 年第 12 回上里町教育委員会会議録

招集月日	平成 29 年 1 月 26 日 (火)	招集場所	上里町役場教育委員会室		
会議日程	開 会 午後 1 時 30 分	閉 会	午後 2 時		
招集者及び宣告者	教育長 下山 彰夫	議 長	教育長 下山 彰夫		
委員出席状況	教 育 委 員	説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	学校教育課長	高橋 淳	
	教 育 長		○ 下 山 彰 夫	学校教育指導室長	加藤 修
	委 員		× 安 藤 寛 和	生涯学習課長	小暮 伸俊
	委 員		○ 清 昌 道	郷土資料館長	丸山 修
	委 員		○ 島 崎 勝	学校教育指導主事	小久保幹則
	委 員		○ 阿 久 戸 嘉 彦	学校教育指導主事	新津 善彦
	※出席者○印・欠席者×印		学校教育課教育庶務係長	山田真奈美	
会 議 進 行 状 況	1. 開会	＜挨拶・開会宣言＞			
	教育長				
	2. 前回会議録の承認	前回会議録の確認をお願い致します。質疑等ございましたらご発言			
	教育長	願います。			
	委員	＜特になし＞			
	教育長	特に無いようですので、前回の会議録については、ご承認頂けたものといたします。事務局は手続きをお願いします。今回の議事録署名人については、清委員をお願い致します。			
	3. 議事	それでは本日の議事に入りたいと思います。本日の議事は 2 件ございます。1 件目の議案第 44 号について、事務局から説明をお願い致します。			
	教育庶務係長	議案第 44 号平成 29 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため本案を提出するものであります。概要及び内容についてご説明申し上げます。初めに概要でございますが、平成 29 年 1 月 16 日から平成 29 年 1 月 15 日までに申請のあった者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要項第 5 条に基づき認定審査を行うものであります。			

会		<p>続きまして認定内容でございますが、認定区分が要保護の新規1件1名と、準要保護の新規2件3名です。1件目は生活保護を理由とした、要保護の申請です。2件目は児童扶養手当を理由とした準要保護の申請で、3件目は生活困窮を理由とした準要保護の申請です。準要保護の申請は、2件とも算定基準値を下回り認定対象となるものです。</p> <p>< 資料に基づき詳細を説明 ></p>
	教育長	<p>只今、議案第44号について説明がありました。内容は、生活保護を理由とした要保護の新規申請が1件と、児童扶養手当を理由とした準要保護の申請1件は共に自動的に認定の対象となります。生活困窮を理由とした準要保護の新規申請1件についても、算定基準値以下となり、認定するというものです。</p> <p>何かご質問等ございましたら、ご発言願います。</p>
議		
	委員	<特になし>
進		
	教育長	<p>特にご意見等無いようですので、議案第44号につきましては、提案のとおり認定するという事でよろしいでしょうか。</p>
行		
	委員	<承認>
状		
	教育長	<p>議案第44号は提案のとおり承認されましたので、事務局は、手続きをお願いします。</p> <p>次に議案第45号について、事務局説明願います。</p>
況		
	教育庶務係長	<p>議案第45号平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため本案を提出するものであります。概要及び内容についてご説明申し上げます。初めに概要でございますが、就学援助費の内、準要保護児童生徒に支給される、新入学用品費の入学前支給実施に伴い、平成30年度に町立の小中学校に新入学を予定している児童等の保護者より、平成29年11月1日から12月15日までに申請のあった</p>

会 議 進 行 状 況		者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要項第5条に基づき認定審査を行うものであります。
		次に認定内容でございますが、準要保護の新規10件11名、継続24件43名であります。
		1ページは非課税を理由とした申請、2ページから5ページが児童扶養手当の受給を理由とした申請、6ページは生活困窮を理由とした準要保護の申請となっております。
		< 資料に基づき詳細を説明 >
	教育長	只今、事務局から説明がありましたのは、平成30年度の要保護及び準要保護児童生徒の認定についてでありました。例年、次年度の認定は新年度になってから行っておりましたが、先程説明があった様に、新1年生に対し、新入学用品費の入学前支給を行うためにこの時期に手続きを行うものです。
		この件に関しまして、ご意見等ございましたらご発言願います。
	清委員	この手続きは、毎年行っていたものですか。
	教育庶務係長	毎年、年度初めの5～6月に行っていましたが、この時期に行うのは初めてです。国が生活保護世帯への入学準備金の支給を入学前に行う事としたため、準要保護世帯への支給も国の制度にならい、時期を早め支給できるよう、平成30年度の新入学児童生徒の認定手続きを今の時期に行うものです。
	教育長	今回は、来年度小中学校に新1年生として入学予定の子どもがいる世帯の認定ですが、今度の6月には今まで通り、継続世帯の認定審査があります。
	清委員	資料の中で学年1と記載の者は、来年度新1年生として入学予定の子、と言う意味ですね。
	教育庶務係長	はい、その通りです。
	阿久戸委員	今日の資料は新1年生の世帯のみですけど、既にこの制度の支給対象となっている世帯数とか把握されていれば教えて頂きたい。

会	教育長	今、調べますのでお待ちください。
		この席でご審議いただき、職業不安定を理由とした生活困窮世帯はそれほど多くないと思いますが、制度上、非課税世帯と児童扶養手当支給対象世帯は自動的に準要保護世帯となるので件数は多くなると思います。
議	教育庶務係長	今現在支給対象としていますのは、小学生が 150 名、中学生が 117 名です。
	阿久戸委員	何れ、この子たちが卒業すれば、その世帯はこの制度から抜けることが出来るのでしょうか。折角この制度で支援を行っている訳だから、その子たちが卒業したら、その世帯が保護を受けなくて済むなど、自立するのに役立っているのか、気になる所ですね。子供たちが卒業後に就職して、家計を助け、保護対象世帯から抜け出せたかどうかまでの把握は難しいのでしょうか。今お聞きしたように対象人数が多いので、その方達、その世帯がその先どうなるのか、やがて自立できているのか、何かしら教育委員会としてできることがあるのであれば考えて行った方が良いのではないかと思います。
進		
	教育長	生活保護は最低限度の生活を保護し、自立を助長する制度で、準要保護は経済的に困窮している家庭の児童生徒が、円滑に義務教育を受けられるよう、就学に必要な費用のみを支援の対象とするといった、各制度上の目的があり、目的に沿った運用を行っています。このため、自立するための支援や、義務教育を終えた子供がいる世帯への追跡調査等は教育委員会としては難しいと思います。
行		
	阿久戸委員	一概に高校に進学すれば良いと言った事でもないと思いますが、高校進学が将来的な経済的自立にも繋がるでしょうし、そのための学習支援もあれば、今の制度と併せ、厚みも増すのかなと思います。
状		
	教育長	そうですね。そうと思いますが、あくまでも、教育委員会で扱う就学援助制度は、生活困窮世帯の小中学生の就学や学校生活に必要な費用の支援であり、義務教育中の期間中に限られたものですので、高校生以上となると奨学金制度を活用していただく方法しかないと思います。
況		

会 議 進 行 状 況	教育長	他にご意見等ございますか。
	委員	<特になし>
	教育長	他に特にご意見等無いようですので、議案第45号につきましては、提案のとおり認定するという事でよろしいでしょうか。
	委員	<承認>
	教育長	議案第45号は提案のとおり承認されましたので、事務局は、手続きをお願いします。 次にその他について、委員の皆様から何かございますか。
	清委員	インフルエンザに伴う、学級閉鎖等の状況を教えてください。
	教育庶務係長	今月初めに賀美小学校で1クラス学級閉鎖となり、その後長幡小学校で5クラスが続けて学級閉鎖となりましたが、現在は治まったようです。
	教育長	その他に何かございますか。
	委員	<特になし>
	4. 教育長報告	それでは次に教育長報告ですが、今月は特に報告させて頂く事案はございませんが、学校は22日に終業式を終え年末年始の休みに入りました。学校へは子供たちの休み中の交通事故等に十分注意するよう指示をしたところです。このまま何事もなく、1月9日の始業式が無事に迎えられるといいな、と思っているところです。私からの報告は以上です。
	5. その他の事項	次に、その他の事項ですが、委員の皆様から何かございますか。
	教育長	
	委員	<特になし>

会	教育長	では、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思いますが、1月30日、午後1時30分からでお願いしたいと思いますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
	委員	<了解>
議	教育長	では、次回の定例教育委員会は、平成30年1月30日火曜日、午後1時30分より、当会場で行います。
	6. 閉会	それでは、本日の議事につきましては全て終了しましたので、以上で、12月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。皆様、ご苦勞様でした。
進		
行		
状		会議録署名人（教育長）
		会議録署名人（委員）
		会議録調製者（学校教育課長） 高橋 淳
況		